

資料編

資料1 「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」

資料2 「第3次計画中間報告」(平成30年3月)(抜粋)

資料3 策定経過

資料4 計画の関連法令

資料5 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱

資料6 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

資料 1

「第3次佐倉市地域福祉計画のまとめ」

計画の概要（本文第1章1（1）これまでの佐倉市地域福祉計画参照）

【第1章】 第3次佐倉市地域福祉計画について

- 1 計画策定に当たって（個別計画の施策を再掲載→役割（機能）の分担）
- 2 計画の期間：平成28年度から平成31年度までの4年間（平成28年3月策定）
- 3 計画の位置づけ（住民の参加の促進に焦点をあてる）

※ちよこっと解説 佐倉市の個別計画

【第2章】 地域の現状

- 1 人口減少、少子高齢化・超高齢社会
- 2 地域における様々な課題
- 3 自助、互助・共助、公助

※ちよこっと解説 自助、互助、共助、公助とは？

【第3章】 地域の未来像

- 1 地域のつながり
- 2 「であい」、「ふれあい」、「つきあい」
- 3 新たな地域の活性化
- 4 これから目指す地域像 「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」、「一人ひとりを認め合える地域」

※ちよこっと解説 福祉の専門機関、社会福祉関係団体とは？

【第4章】 佐倉市の取組

- 1 基本施策 ①情報の発信・啓発 ②担い手の確保 ③地域の交流活動・福祉活動の促進（②と③は個別計画）
- 2 成果指標
- 3 計画の進行管理

※コラム① 地域づくりって何だろう？

問 地域づくりは誰がするの？ 問 地域づくりには能力や資格が必要ですか？

問 地域づくりって特定の人がやっているの？

【第5章】 地域のためにできること

- 1 地域を歩こう。あいさつしてみよう。【事例：あいさつから始まる地域づくり】
- 2 気軽に集おう。【事例：誰でも参加できる朝のラジオ体操】
- 3 声を掛け合おう。誘い合おう。【事例：地域を活性化させる高齢者のサークル】
- 4 子育てを応援しよう。【事例：地域で子育てを応援するネットワーク、交流カフェ】
- 5 絆をつくろう。【事例：ご近所の有志による見守り・助け合い活動】
- 6 安全・安心のかけ橋になろう。【事例：小学生の下校時見守り活動】
- 7 支え合い、助け合いに参加しよう。【事例：地域で開かれているふれあいサロン】
- 8 違いを認め合おう。【事例：障害児・障害者のための健康づくり運動教室】

※コラム② “笑顔”と“あいさつ”から始まる地域のつながり

○ 長年、視覚障害者支援の実践と研究に取り組んでいるFさん

○ 民生委員・児童委員として地域を駆け回っているNさん

○ 定年を機に地区社会福祉協議会の活動に参加を始めたIさん

【資料】

- 1 「第3次佐倉市地域福祉計画に向けた提言」（平成26年1月）（抜粋）
- 2 「第2次佐倉市地域福祉計画報告書」（平成27年10月）（抜粋）
- 3 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第3次計画では、基本的方針である、「住民自らが、地域で活動し、支え合い、助け合いができる地域」の構築のため、3つの地域像を目指しました。

この点、「互いに支え合う地域」は、一定の広がりを見せていると言えます。「ふれあい・交流のある地域」は、市民意識調査の設問3と設問4の「行動（…できていると思いますか）」の回答割合は、設問1と設問2に比べると低くなっており、様々な地域活動は行われているものの、より多くの方に参加してい

ただくための取組が必要となります。「一人ひとりを認め合える地域」は、地域の中には、高齢者、子ども、障害者など、様々な方が生活をし、また、最近では、外国人も増えており、より意識した取組が必要となります。

事例調査を行うなど、情報の発信・啓発を中心として、地域福祉の推進に取り組んでいますが、地域福祉の担い手不足などの課題があることから、引き続き、地域の支え合い・助け合い活動が広がっていくような取組が期待されます。また、法改正により、「地域共生社会の実現」も求められています。

(1) 情報の発信・啓発

コミュニティカレッジさくら、白井地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会会議・各地区定例会などにおいて、地域福祉計画の説明などを行いました。

また、第3次計画の「第5章 地域のためにできること」及び第3次計画中間報告の「6.『地域での支え合い活動』の事例」に掲載している活動事例を、ホームページに掲載するとともに、市の広報紙「こうほう佐倉」に、「おしえて！地域の支え合い」及び「地域の支え合い、助け合い」というタイトルで掲載し、地域でできることは何かを考えるきっかけとしてもらえるように、情報の発信を行いました。

(2) 地域福祉活動に関する情報の収集

第3次計画に掲載した事例に加えて、市内の活動事例調査を実施する中で、計画の周知、普及を実施しました。また、推進委員会の委員が同行するかたちで事例調査を行い、委員会で議論をすることで、地域福祉についての議論を深めました。

(3) 個別計画等における取組

第3次計画中間報告において、第3次計画の基本施策である、①情報の発信・啓発、②担い手の確保、③地域の交流活動・福祉活動の推進に関わる個別計画等における取組の成果について、事業、目標値、実績値、【事業の概要等】や【今後の課題や取組について】という観点から実績を取りまとめたうえで、推進委員会において議論しました。

(4) 第3次計画中間報告

平成30年3月に、推進委員会から、第3次計画の2年間の実績とともに、法改正の動きも踏まえて、次期計画に向けての方向性などを取りまとめた第3次

計画中間報告の提出を受け、第3次計画に係る活動事例の「その後」の調査や法改正への対応を含む第4次計画の検討を行いました。

(5) 第3次地域福祉計画に係る活動事例の「その後」の調査

(平成30年10月23日・第2回推進委員会で報告・ホームページ参照)

第3次計画及び第3次計画中間報告では、地域の活動事例を掲載しました。その活動の「その後」、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかを調査したところ、以下のようなポイントが見えてきました。

これらの視点を踏まえながら、今後の取組を検討することが求められます。

平成30年10月23日・第2回推進委員会・資料1

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

第3次計画及び第3次計画中間報告において、地域の活動事例を調査し、その内容を普及・啓発している。その中で、第3次計画の進行管理及び第4次計画の策定に関して、現在取り組んでいる地域福祉活動を起こすきっかけ作りが、「その後」、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかなどについて調査することを目的とする。

(2) 調査対象

第3次計画及び第3次計画中間報告に掲載した活動事例（13団体）。

(1) 第3次計画（当初調査：平成26年8月～10月）

- ①西志津スポーツ広場の会 ②佐倉子育て応援団 ③「なごみ会」
- ④根郷地区民生委員・児童委員協議会 ⑤思いやりヘルプサービスそめいの21
- ⑥臼井台地区自治会／いきいきクラブたぐり（2事例）
- ⑦佐倉市手をつなぐ育成会

(2) 第3次計画中間報告

（当初調査：平成28年10月～平成29年8月）

- ①ねっこの会 ②とまとの会（平成30年3月に団体解散のため、調査未実施）
- ③佐倉地域包括支援センター ④笑いヨガ・ミュージック
- ⑤志津地区社会福祉協議会 ⑥佐倉市こおろぎの会

(3) 調査事項

調査票により、①記載内容の変更点（前回の調査結果から）、②事例調査後の新たな動き、③地域への活動の輪の広がり、④現時点での、課題と今後の

展開、⑤参加方法及び参加のきっかけ作り及び⑥関係機関・協力団体・連携団体などについて、調査する。

(4) 調査方法

各団体に電話連絡をし、調査の趣旨などを説明したうえで、郵送またはメールで調査票を送付し（前回の調査結果を添付する。ただし、計画書掲載の団体については、計画書の掲載部分ではなく（計画書用に、要約されているため）、推進委員会に報告したときの結果を添付する）、FAXまたはメールで回答をしてもらう。

(5) 調査結果（資料1-2～1-4は、ホームページ参照）

- ①調査のまとめ（以下）
- ②（資料1-2）【調査項目ごとのポイントと思われる点（各事例から抜粋）】
- ③（資料1-3・4）事例ごとの調査結果（第3次計画掲載事例・第3次計画中間報告掲載事例）

2. 調査のまとめ

調査結果から見えてくる、地域福祉活動における、特徴的なポイントをまとめたものです。

(1) 拠点（集まれる場所）の持つ効果

- 集まれる場所というのが1つのポイントであると思われる。ラジオ体操や佐倉ふるさと体操など毎日集まるものもあれば、サロンのように月1回のものもある。
- 交流の場があることは、住民のモチベーションにつながる部分がある。また、1人暮らしの高齢者など、家に引きこもりがちの方が、外に出るきっかけにもなる。
- 集まれる場所というのは、見守りの機能を持つことがある。いつも来ている人が来ていないと、何かあったのかなと気づくことができる。

(2) 挨拶から生まれる関係性（将来へのつながり）

- 体操、朝のあいさつ運動や下校時見守りなど、「挨拶」は1つのポイントであると思われる。挨拶をすることで、お互いの顔が分かり、関係性が構築される。また、それが学校の場合、学校との信頼関係も構築される。
- 子どもと挨拶をすることは、子どもとの関係構築にもつながる。また、地域ぐるみで子育てをすることになるし、子どもが地域に愛着を

持ち、将来の地域への定着や将来同じように地域福祉活動に参加して
くれることにつながる可能性がある。

(3) 負担にならない・楽しむ・得意分野で

- どの団体も、自由に、負担にならないように、できることを、という
点は共通しているのではないかと思われる。また、ボランティアをして
いるというのではなく、自分も楽しむという点も共通しているのでは
ないかと思われる。
- 活動をすることで、つながりができる。また、活動している人に、
地域のためにという意識が芽生えることがあり、地域の他の活動にも
関わってみようという人が出てきたり、1つの活動が別の活動につな
がっていく。
- 「支える側」という点からすると、得意な分野で関わってもらおうと
いう視点も見られた。例えば、学習支援・子ども食堂では、学習を見
ることはできないが、食堂の手伝いなら、という関わり方がある。

(4) 社会福祉法人の地域貢献

- 社会福祉法人の地域貢献で、助成・応援・協力をしてもらっている
活動がある。

(5) 積極的な広報活動・情報共有と口コミなどの個人のつながり

- 参加のきっかけ作りについては、口コミや個人的な勧誘というもの
が多かった。ビラの配布や回覧などの効果は限定的なのではないかと思
われる。地域や団体の集まりに出向いて紹介という方法を取っている
団体もあり、ビラの配布などの全体的な広報とともに、個人的な勧
誘を含めて、直接話をするという方法が効果的なのではないかと思わ
れた。
- 活動をする中で、いい面や改善すべき点などが出てくると思われる。
それを他の活動団体と共有できる仕組みがあれば、それぞれの活動が
より進んでいくのではないかと思われる。

(6) 担い手の確保（子ども・学校との関わり）

- 若い世代という観点からすると、子ども・学校との関わりというの
はポイントになってくると思われる。学校との関係性ができている団
体がある。学校は地域の中で大きな役割を担っていて、子どもが地域
とつながることになり（保護者ともつながる）、「支える側」、特に高齢
者が、子どもたちと接すると、元気になるという話もある。

(7) 担い手の確保（若い世代の参加に向けて）

- 「支える側」の高齢化という問題はどの団体も共通しているのではないと思われる。若い世代のボランティアの参加は、活動の継続性という点から、ポイントになると思われる。その際、負担のないかたちでの参加や得意な分野での参加など、参加の仕方にもいろいろなものがあるということを伝えることができるかがポイントになると思われる。
- 第3次計画中間報告において、団体アンケート調査を行ったが、「地域福祉活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長ができたと思いますか。」との設問に対して、「思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合が83.9%となっていた。また、活動に関わったことで、別の活動につながるということもあるので、まずは参加してもらうようにすることが大切であると思われる。
- 若い世代は仕事をしていることが考えられる。具体的なボランティア活動ではなくても、近所の方と挨拶をし、地域と顔が繋がっているということが重要であると思われる（災害時ということを考えても）。
- 若い世代が定期的な活動に参加することができなくても、例えば、防災訓練など、単発の行事でも参加してもらい、そこからつながりを続けていくことが必要であると思われる。



【具体的な活動事例】

具体的な活動事例として、第3次計画中間報告に掲載している事例の中から、「1 地域に関する活動」、「2 高齢者に関する活動」、「3 障害者に関する活動」と「4 子どもに関する活動」をご紹介します。

1 地域に関する活動

志津地区社会福祉協議会（志津ふれ愛センター・しづっ子クラブ）では、住民のふれ合いの場所の提供と多様な支援を行っています。

事例名	常設喫茶・支え合いサービス・こども食堂・学習支援
地域	志津地区
実施主体	志津地区社会福祉協議会（志津ふれ愛センター・しづっ子クラブ）
活動要約	住民のふれ合いの場所の提供と多様な支援
主な分野	「居場所づくり」「日常生活支援」「学習支援」
主な関係者	志津地区社協福祉委員・ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 『ふれ愛喫茶』（常設喫茶・平成24年7月開店）と『ふれ愛サービス』（支え合いサービス・平成24年10月事業開始）が始まり、平成29年4月から、こども食堂と学習支援も開始しています。
- 7カ所で行われている志津地区社会福祉協議会の100円喫茶の中で、常設の喫茶（サロン）をとという声が上がりました。

■活動内容

【ふれ愛喫茶】

月曜日から金曜日の10:30から16:30までで、ふれあい場・拠点となる常設喫茶として運営しており（スタッフと店長）、来客数は年間5,000人を超えています。

グループで毎週利用している常連客や昼食を取りながらたっぷりお喋りを楽しむ利用者も多く、サロンとしての機能を果たしています。

【ふれ愛サービス】

日常生活の困りごとを有償の手伝いで（利用者登録会員）、ふれ愛喫茶のある志津ふれ愛センターを事務所として、受付・サポーターの手配などを行っています（サポーター登録会員・コーディネーター）。

【しづっ子クラブ】

学習や手作りの食事をしながら安心して過ごせる「地域の居場所」として、“学習支援”（対象：小学校2年生から4年生。日程：毎週月曜日午後5時から午後7時まで）と“おひさまカフェ”（こども食堂）（対象：どなたも利用できます（中学校3年生までの方と保護者は、家庭環境により、無料になる場合があります）。日程：毎月第3土曜日の午前11時から午後3時まで）を、平成29年4月から運営しています。

■ポイント・工夫している点

- ふれ愛喫茶は常設喫茶なので、運営を維持していくためには、ある程度の指揮系統が必要であるが、ボランティアとして関わってくれている人もいる中で、どのような運営にしていくかがポイントとなっています。
- 来店して、楽しそうだから手伝いたいとスタッフになってくれた人もいました。
- ふれ愛サービスは、ふれ愛喫茶の店長が月曜日から金曜日まで毎日受付を代行していることが、強みとなっています。これは、志津ふれ愛センターの中に、事務所が場所として確保されていること、また、ふれ愛喫茶が常設喫茶として運営されていることから可能となっています。
- 志津ふれ愛センターは、関係者同士が交流のできる場ともなっており、1つの重要な活動拠点となっています。

■地域への活動の輪の広がり

- ふれ愛サービスは、利用登録者数も増え、利用件数も増加しており、確実に定着しています。学習支援とこども食堂については、ビラを配布するなど広報に努めていますが、まだ周知が不十分と思われます。しづっ子クラブについては、その活動が広がるまでにまだ時間がかかる見込みです。



ふれあいいきいきサロン

- ◆ ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げる活動です。

現在は、地区社会福祉協議会やボランティアグループが市内各地域で行っており、サロンごとに思考をこらした様々なプログラムがあります。

2 高齢者に関する活動

- ① ボランティアグループ「笑いヨガ・ミュージック」では、高齢者の交流と地域福祉の増進として、活動しています。

事例名	笑いヨガ・ミュージック
地域	市内全域
実施主体	笑いヨガ・ミュージック
活動要約	高齢者の交流と地域福祉の増進
主な分野	「健康づくり」「居場所づくり」
主な関係者	ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 代表が「笑いヨガ」と「ミュージックセラピー」のコラボ（合作）したものを研究し、コカリナなどの音楽楽器の練習グループとして活動していたが、様々な音楽を得意とするメンバーが自然と増えていき、グループとしての活動を思案する中、高齢者施設などを訪問し、歌あそびや演奏するなどの取組から、活動が始まりました。

■活動内容

- 認知症予防、アンチエイジング（抗老化）に効果のある「笑いヨガ」と「ミュージックセラピー」のコラボ、高齢期の低栄養予防の替え歌、口腔体操、脳活性化、歌あそび、脳梗塞早期発見のキーワードを盛り込みながら、歌、楽器演奏、フラダンス、笑って楽しく体を動かし、最後に、ヨガの呼吸法でクールダウン、瞑想。健康長寿を目指す内容で、月2回の活動を基本にしています。
- また、高齢者の交流や介護予防の取組として、施設への訪問、西部地域福祉センターの事業や市の介護予防教室、しづ市民大学の講演など、幅広く活動しています。

■ポイント・工夫している点

- 「笑顔で元気にハッピーに」をモットーに、心の健康に重きを置いています。例えば、笑って幸せに生きる6つのポイントをプログラムに盛り込んでいます。
- 新しい元号「令和」の万葉集の作曲をし、音楽療法で最も癒す音色と言われているトーンチャームでビューティフルハーモニーを参加者皆で奏で心地良い空間を創ります。
- 健康長寿をテーマに詞をアレンジし、親しみのある歌を替え歌にして、笑いながら歌っています。

■地域への活動の輪の広がり

- 令和元年8月までは、介護予防活動をコミュニティークラブで行っていましたが、9月からは「ユウカリが丘在宅支援センター内カフェスペース」を貸して頂くこととなりました。地域の方々にお支え頂き、ご協力を得ながら活動できますことを嬉しく思います。
- 今年度はユウカリが丘と臼井・千代田地域の介護予防事業からお声が掛かり、笑いヨガ・ミュージックを実施しています。西志津地区のはっぴ体操会からも、健康長寿を目指すという同じテーマだということから、依頼を受け、実施しました。横のつながりが各方面に出来、連携し、協力し合っていることを誇りに思います。
- 高齢者の交流と地域福祉の増進につながる「健康づくり」「居場所づくり」が広がり、笑顔が福を呼び希望を招く様な活動の広がりを感じています。



～介護予防で地域を元気に～ 地域介護予防活動支援事業

- ◆ 高齢者がなるべく要介護状態とならないように、介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにするためには、住み慣れた地域で主体的・継続的に介護予防活動に取り組むことが大切です。

また、地域の特色を生かしながら、主体的・継続的に介護予防活動に取り組むことのできる「通いの場」を充実していくことで、地域の健康度を高めることができます。

佐倉市では、市民の皆様が主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるよう、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や団体の立ち上げに関する相談等の支援を行っています。

② 佐倉地域包括支援センターでは、身近な場所に健康づくりのコミュニティを作る活動を行っています。

事例名	住民主体の健康づくり
地域	佐倉地区
実施主体	佐倉地域包括支援センター
活動要約	身近な場所に健康づくりのコミュニティを作る
主な分野	「健康づくり」「居場所づくり」
主な関係者	佐倉白翠園

■活動のきっかけ・経緯

- 平成21年11月に「佐倉ふるさと体操」が出来たのを機に、普及に当たっては職員自らがふるさと体操を実践していくことが大切と考え、地域包括支援センター内の空きスペースを使って、毎朝体操に取り組み始めました。
- 朝の体操に興味を持った近所の高齢者が、次々に参加し体操の輪が広がった。体操に参加する高齢者が、体操のみでなく仲間同士で散歩したり、見守りやゴミ出しの手助け等の支援に発展しました。

■活動内容

- 介護予防の面だけでなく、地域包括支援センターの役割であるより身近な圏域での相談窓口としての機能も果たせるのではないかと考え、運動の拠点づくりを進めています。
- 身近な場所での運動の拠点は、単に運動の場というだけでなく、地域住民の交流の場として、見守り支援、情報交換の場となっています。地域住民が主体となり、介護予防リーダーや地域ボランティアが中心となり、自治会や地区社協の協力を得て運営しています。

■ポイント・工夫している点

- 住民主体の運動の拠点づくりを進めるに当たっては、地域の方々の理解と協力を得ることが必要であり、以下の点について留意しつつ、地域づくりを推進しています。
 - ① 地域づくりは地域の方が中心。地域の現状を知らなければ進まない。
 - ② 顔の見える関係づくり。足を運んで信頼関係を作る。(信頼を得る。)
 - ③ 地域のリーダーとなる人材と出会う。(地域の人が知っている。)
 - ④ あせらず、既存の組織の賛同を得る。
 - ⑤ 出来るだけ、負担のないやり方で行う。(地域包括支援センターは黒子となって支える。)

■地域への活動の輪の広がり

- 他の地域包括支援センターにも同様の取組が広がった。
- 住民主体の健康づくりの活動が多機関と連携した場づくりへと発展した（住民主体の運動組織立ち上げの後方支援・内郷地区福祉フォーラム立ち上げ支援・認知症予防運動教室展開に向けたコグニサイズの紹介、講師依頼・専門性を活かした教室展開のための専門職（理学療法士等）へのつなぎ・地域住民主体運動組織「内郷地区認知症予防のための運動教室」の展開）。



地域包括支援センター

- ◆ 地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援しています。

権利擁護、高齢者の虐待防止

- ◆ 地域包括支援センターでは、社会福祉士が中心となり、高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用支援や虐待の早期発見・防止を進めます。

そのほか、千葉県社会福祉協議会が実施主体の千葉県後見支援センターでは「日常生活自立支援事業」を実施しています。また、佐倉市には「佐倉市成年後見支援センター」があります。

○問い合わせ：佐倉市社会福祉協議会 ☎043-484-1288

- ※「日常生活自立支援事業」とは・・・高齢者や障害者の自立した地域生活を支援するため、福祉サービス利用援助や財産管理サービス、財産保全サービス、弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービス等を行っています。在宅で生活されている方で、利用に必要な契約内容を理解できる方が対象です。

3 障害者に関する活動

ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」では、視覚障害者への情報提供として録音物作りを行っています。

事例名	視覚障害者への音訳ボランティア
地域	市内全域
実施主体	ボランティアグループ「佐倉市こおろぎの会」
活動要約	視覚障害者への情報提供として録音物作り
主な分野	「視覚障害者支援」「情報保障」
主な関係者	ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 約46年前に、目の不自由な知人から広報などを読んで欲しいと頼まれた方が、仲間を募り、勉強会を重ねて会を立ち上げました。
- 活動歴の長い会で、会員の入会のきっかけは様々だが、身近な視覚障害者の役に立ちたいなど、それぞれが使命感を持って参加しています。

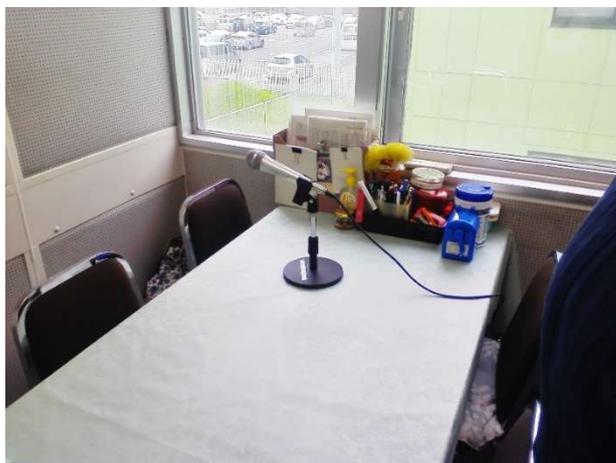
■活動内容

- 会員が4班に分かれて（1班約5名）、市の広報紙「こうほう佐倉」など4種類の広報紙を音訳し、CDにコピーして視覚障害者の方々に郵送しています。
- 広報紙の発行日に、担当班が紙面の割り振りを行い、各自が下調べなどの準備をします。翌日に録音をして、人数分のコピーを作り、郵便局に持参します。基本的に発行日の翌々日には利用者の手元に届きます。
- 広報類の他に、「月刊こおろぎ」という自主製作の音声雑誌を発行しています。班ごとに、利用者に届けたい内容を選び、温かみのあるものに仕上げようと心掛けています。
- 個人的なリクエストにより、家電の説明書なども音訳しています。

■ポイント・工夫している点

- 年度初めに年間録音予定表を作成、各自が仕事などの日程を調整して録音日を確保しています。
- 正確な情報を伝えるために、地名、人名、難読語などをよく下調べして、読み間違いのないように注意しています。
- デジタル録音では、編集により頭出しができるので、目次を作り、聞きたい箇所が探せるように工夫しています。「休日の急病は」などの緊急時に必要な情報は、「困った時は」と題して、手元用の保存版を作り、利用者に送付しています。

- 冒頭にテーマ曲や季節の挨拶を入れて、親しみやすいものになるように工夫しています。



障がいに関する支援活動（佐倉市ボランティアセンター登録ボランティア団体一覧から） ※令和元年6月時点

※子どもに関する活動、ひとり暮らし高齢者の配食サービス、環境に関する活動、地域のパトロール活動、在宅高齢者や障がい者の支援活動、施設での活動、演奏等での訪問活動とその他の活動を含めたボランティア団体については、市社協のホームページに掲載されています。

- 点訳サークル野菊の会…点訳活動
- 佐倉市こおろぎの会
 - …こうほう佐倉を中心とする佐倉市の広報紙を音訳録音し、デイジー図書としてCD化し、視覚障がい者に送付します
- まあるい会
 - …障がいのある人もない人も共に育ち学び合う地域社会を目指して活動しています
 - ①定例会 ②就園就学相談会 ③会報発行 ④学校・行政との話し合い
- 手話サークル「希望（のぞみ）」
 - …聴覚障がい者との交流、手話学習、ボランティア活動
- 手話サークル コアラの会
 - …手話の学習、ろう者との交流、ボランティア活動
- 要約筆記サークル『あうん』
 - …要約筆記の啓蒙、技術向上と研修
 - 中途失聴・難聴者への情報保障・交流、福祉向上の活動
- ボランティア桜
 - …①たまり場「さくらんぼ」で1日ゆったりと過ごせる様に援助
 - ②県内市内の障がい者や家族との交流
 - ③会員のスキルアップの為に勉強会に参加
 - ④定例会
- 手をつなぐ・さくら
 - …①「わたしのたまり場」皆が集う居場所づくり ②運営委員会
 - ③ドキュメンタリー映画上映会 ④障がいについての啓発活動ほか定例会

4 子どもに関する活動

学習支援「ねっこの会」と子ども食堂「ねっこ食堂」では、支援を必要とし、孤立しがちな子どもや保護者に対する支援を行っています。

事例名	学習支援「ねっこの会」・子ども食堂「ねっこ食堂」
地域	根郷地区
実施主体	「ねっこの会」
活動要約	支援を必要とし、孤立しがちな子どもや保護者に対する支援
主な分野	「学習支援」「居場所づくり」
主な関係者	根郷地区民生委員・児童委員協議会、ボランティア

■活動のきっかけ・経緯

- 学習支援・居場所づくりを通して、地区で見守り・支援が必要な子どもや保護者を支え、子どもの自立を助けるために発足しました。

■活動内容

- 小・中学生の基礎学習の手伝いをしています。教科書に沿った学習を中心に読書や宿題の手伝い等、一人ひとりに合わせたサポートを行っています。
- 「ねっこの会」(学習支援)《平成26年8月から》
(毎週金曜日 17～19時)・(根郷公民館2階 学習室1&2)
- 「ねっこ食堂」(子ども食堂)《平成30年4月から》
(毎月最終金曜日 17時～19時)(根郷公民館3階 調理室&集会室)
- 「ねっこ食堂」の参加者は、原則的には「ねっこの会」に来ている親子・家族、その友達を中心に想定していますが、学校の先生方や児童青少年課等にチラシを配布し、居場所としての機能を持たせられるようにしています。

■ポイント・工夫している点

- 単に学習の支援をするだけでなく、子ども・保護者の「居場所」づくりにつながることも意識しています。
- 季節に合わせたイベント(クリスマス会、卒業・入学お祝い会)等を実施し、仲間と協力して、自分の役割を持って頑張ることにつながってもらっています。
- 迎えに来る保護者と顔を合わせてコミュニケーションを取ることを心がけています。保護者も地域でコミュニケーションを取れる人がいることで、生活に自信が持てるようになっていきます。学習支援を通した、対象家庭への支援につながることを目的としています。

■地域への活動の輪の広がり

- 対象者も広がりを感じましたが、スタッフについても、地域の中で探してみると、元教師などの協力を得られました。
- 「ねっこ食堂」のスタッフについても、地域の中で活動している「むぎの会」、「食生活改善推進員」、また、学習支援は無理だが、食堂の手伝いならという地域の方の協力も得られました。
- 民生委員・児童委員がいろいろなボランティア団体に参加していることが、人材発掘につながっています。
- 地域の社会福祉法人より、地域貢献として、助成・応援をいただいています。
- チラシを作成したことで、公民館に連絡があり、親子で「ねっこ食堂」に参加がありました。
- 学校や学童保育所、行政や市社協からの紹介で「ねっこ食堂」につながり、参加する親子も増え、地域の居場所になっています。
- 「ねっこ食堂」の食材についても、地域の農家や他団体からの寄付があり、広がりを感じています。また、民生委員や福祉委員の中で農業に携わっている人をお願いして寄付を募っています。
- また、市社協の善意銀行からの食材提供やまち協農園の野菜を寄付してもらっています。



※「第3次計画中間報告」は、ホームページで公表しています。

※【目次】「1. はじめに(中間報告について)」、「2. 計画の概要」、「3. 計画の位置づけ」、「4. 佐倉市地域福祉計画推進委員会の活動概要」、「5. 第3次佐倉市地域福祉計画の主な取組(平成28年度・平成29年度)」、「6. 『地域での支え合い活動』の事例」、「7. 第4次佐倉市地域福祉計画に向けて」及び「資料 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿」で構成。

7. 第4次佐倉市地域福祉計画に向けて

(1) 推進委員会での主な意見(委員会議事録から抜粋)

- 地域のつながりについては、橋渡し役がいなくなかなか難しいが、民生委員としてのつながりをどう広めていけるかを大切にしていきたいと思っている。本日、地域の小学校の前で建築関係の会社の方が、清掃活動をしながらかみ、声かけをしている所に遭遇したので、話を聞いてみると、地域を綺麗にしながらかみをする良い機会として活動をしているとのことであった。そうした活動も一つの橋渡し役となっているのではと感じた(第1期第1回)。
- 地域で色々と活動しているが、現在、地域の4人に1人は高齢者、9年後には、全ての団塊の世代も後期高齢者となっていく状況の中、元気な高齢者が、困っている高齢者を支える仕組みを作っていく必要があると思い、人材の確保等に努めている(第1期第1回)。
- 元気な高齢者の活用という話が出ているが、出て行きたいけど出ていけない、話をしたいけど話ができない高齢者もいて、中には地域の活動の戦力になる人もいる。こういう方々をどう引き込むかということも鍵になる(第1期第1回)。
- 自助、互助、共助が大切だと言われる中、地域の中の関係といったものは、まさに行政の手が届きにくい部分になる。自分の地域では、「かみのできるまちから助け合いのできるまちへ」というスローガンでやっている。小学校の下校を見守る活動をやっているが、最初に呼びかけて集まった時に「雨の日もやるのか」と聞いていた人が、今では毎日欠かさず参加している。始めは個々人の動きでもあったものも、自治会、町内会単位に広がり、近隣の町会とも合同して防犯、防災の取組を行っている。地域の助け合いは地域の自分たちでやるものではあるが、どうしても行政のサポート

が必要な時に、何らかのサポートがきっちりあるという連携した動きになってくると、この計画の具体化になっていくのではないかと思う（第1期第1回）。

- 最近、ボランティア連絡協議会で研修に行ったが、活動の中での気づきが大切とのことであった。気づいたことがあれば行動に移し、そしてそれを続けていくことが大事になるという話を聞いて、自分たちの日頃の活動も大丈夫だと思えた。広報誌の取材に行ったマンションでも、入居が始まった当初は無かったつながりが徐々に形成されて、今ではコミュニティと呼べるものにまでなっているとのことであった。時間はかかるかもしれないが、継続して取組を続けることの意義を改めて感じた（第1期第1回）。
- 地域福祉はいかに多くの方の参加が得られるかが鍵になるし、まだまだ地域福祉とはなにかという理解の浸透が足りていないと感じる（第1期第1回）。
- 活動の担い手を考えるとき、元気な高齢者の活用ということがクローズアップされているが、同時に若い人をどう取り込んでいくかということも考える必要があると思う。仕事もあって、休日は休みたい中、難しいとは思いますが、人と人のつきあいが薄いと言われている時代だからこそ、負担にならない程度からできることを考えていく必要があると感じる。災害ボランティアで若い人が多く活躍しているのをみると、本当は担い手になりたいと考えている人も多いのではないかと思う（第1期第1回）。
- この地域福祉計画は、地区社協やボランティアといった市民の活動を、後押ししてくれる計画だと思う。この計画が浸透し、市民の皆様に注視されることで、民間活動がより推進しやすくなり、より活発になると思う（第1期第2回）。
- 臼井地区にいて、臼井・千代田地域包括支援センターでやっている、地域別ケア会議に2回ほど参加したが、すごくいいことをやっている。地域別に民生委員、ケアマネージャー、ヘルパー、福祉委員、地区社協の役員、さらに自治会の会長クラスなど、そういう多様な人たちが集まって、地域別に、自分の地域で実際に困っていること、移動困難者、買い物困難などいろいろあるが、そういう身近な話を、いろいろなケアマネージャーや民生委員などそういう人たちが一同になって、意見交換をする。そういうことによって、得るものはすごく大きい。こういう会議を更に広めていくこ

とによって、具体的な地域の支え合いを、自治会などを巻き込んでできる可能性があるなどというように思う（第1期第3回）。

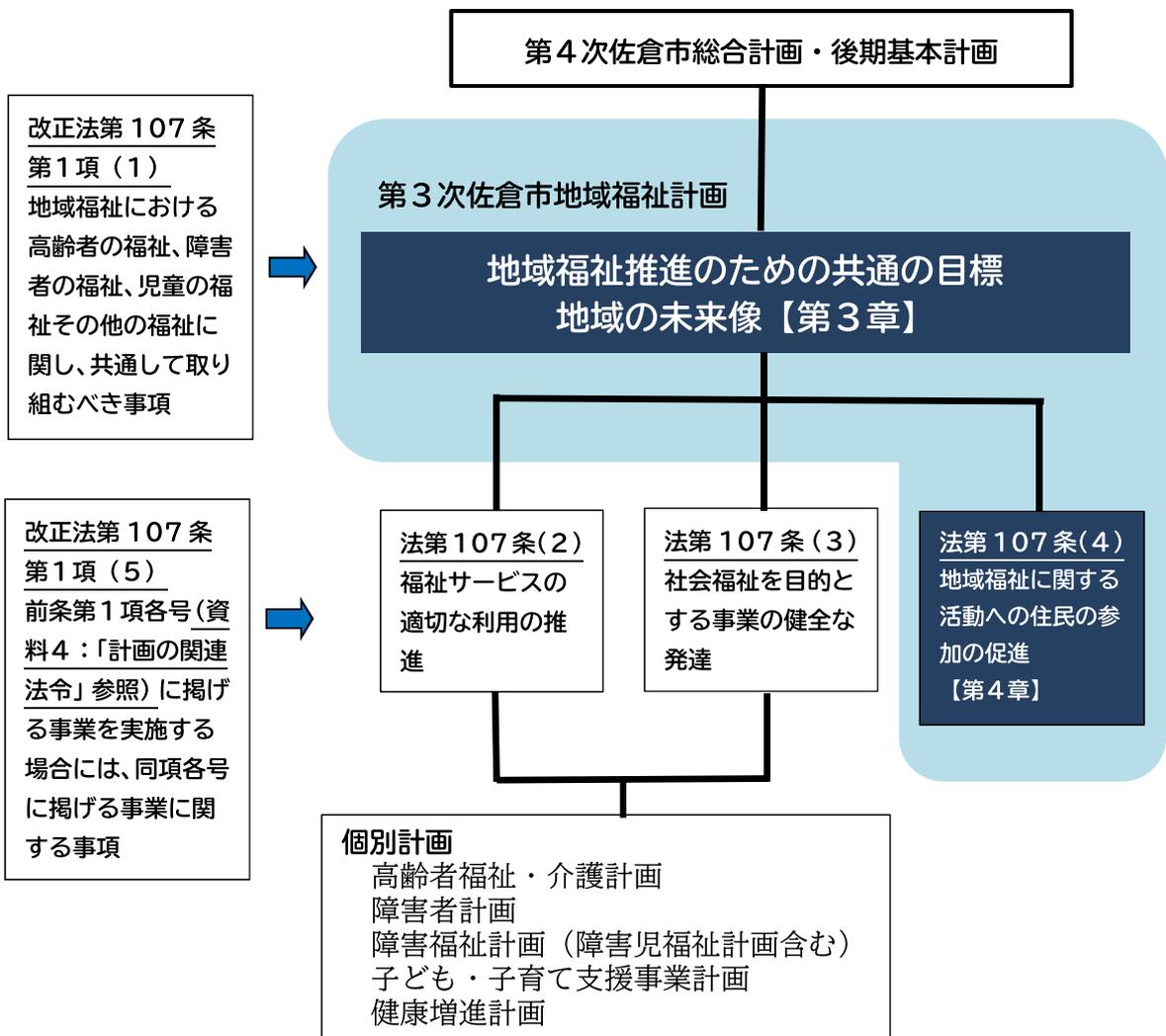
- 地域福祉計画と、いわゆる社協の地域福祉活動計画、この辺の整合性というか、例えば、地域福祉計画の基本、地域の助け合い、支え合いに重点を置いている。社協は社協で、地域の支え合いを重点項目にして、いろいろなことをやってもらっている。市は市で、どちらかという、具体的なことよりも、そういうことができやすい、支える、支援するという立場での地域福祉計画というのが妥当なのかなと思う。そういう意味で言えば、地域福祉計画の実際の担当者と社協の担当者、事務局同士の連携というか、どれがどれなのか、市からの支援でやっているのか、あるいは社協の支援でやっているのか、そういうことがかなり重なり合っている。市のほうはあくまでも、行政にできることには限界があるわけだから、地域の助け合い、支え合いというのは、行政が、全部が全部できるわけではない、こういうことは地域に任せますよと、そういうところに社協も関わっていく必要があると思うし、そういう意味での立ち位置をもう少しはっきりしたほうがいいと思う（第1期第3回）。
- いろいろなパイが小さくなってきている。行政もできることには限界があると思う。これからはもう住民自らが、やはりいろいろなかたちで、支え合っていく、その仕組みを支えるのが市だと思う。あとは、自主的に、住民同士で支え合っていく。そういう仕組みを作っていくことが大切（第1期第3回）。

（2）次期計画の位置づけ

- 地域福祉計画とは、「住みよい地域社会を目指して、地域住民が自らの生活課題を自ら解決する仕組みをつくる計画」だと思われます。地域の住民が、共に支え合い、助け合うという福祉活動を推進するとともに、地域で活動している団体や事業所、専門機関と行政等が連携して、従来の公的サービスだけでは解決できなかった課題等の解決を目指し、安心して幸せに暮らせる地域社会を創るための基本理念や方針について、PDCAサイクルの観点から計画を策定する必要があると考えます。
- 国では、新たな地域づくり、相談支援体制の考え方として、地域共生社会の実現による、「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを目指しています。その実現に向けて、介護保険法の改正に併せて、社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）がされ、まず、地域福祉の推進の理念として、地域住民や福祉関係者は、地域生活の課題を把握して関係機関との連携により解決を図るよう特に留意するものとされています（資料4：「計画の関連法令」）

参照)。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備を行うよう努めることが目標とされ、さらに、地域福祉計画については、策定が努力義務とされたほか、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項などが追加されました。これらの内容を踏まえて、次期計画へ向けた検討が必要となります。

【図】 第3次佐倉市地域福祉計画と法改正の関係



(3) 計画の性格と方向性

- 第3次計画は、佐倉市における地域福祉推進のための共通の目標となる、目指すべき地域の未来像（「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」）をビジョンとして提示し、法に規定されている地域福祉を推進するための個別の施策のうち、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に焦点をあてて、地域のつながり、「であい」、「ふれあい」、「つきあい」を大切にすることから、地域における支え合い、助け合い活動が展開され、新たな地域の活性化につながるその取組の方向性を定めています。

- 団塊世代の高齢化など、更なる少子高齢化が懸念される中、新たな地域の活性化を推進していくには、住民同士が近隣の身近な人々の協力や支え合い、助け合いを進め、高齢者、若年者など世代を問わずに、地域の課題を自主的・自立的に解決していくような地域の取組を更に促進していくことが重要になると考えます。

- また、国の示す、地域共生社会の実現による、「我が事・丸ごと」の仕組みづくりについては、基本的な理念として、第3次計画で定めている、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」という、住民同士の支え合い助け合いに焦点をあてた仕組みづくりであり、第3次計画の基本的な考え方、基本方針と方向性は一致しているものと考えます。

- 法改正で、新たに地域福祉計画の記載事項とされた、包括的な支援体制の整備に関する事項については、現在、①「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場、②市町村における包括的な相談支援体制の検討を行っていることから、その必要な部分について、盛り込むことを検討すべきと考えます。
また、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項については、上記の包括的な支援体制の整備に関する事項の状況も踏まえながら、様々な分野の横断的な内容となることから、佐倉市としての方針を確定し、その基本的な考え方について、地域福祉計画に盛り込むことを検討すべきと考えます。

- 計画の成果指標である市民意識調査の結果において、住民同士の支え合いが大切だと思っている人は多いが、実際の行動に移している人が少ないと思われる。一方で、「6.『地域での支え合い活動』の事例」にあるように、すでに地域には様々な活動があり、また、各事例の団体の方々に行った団体アンケート調査の結果をみると、地域福祉活動に対して、市民意

識調査よりも高い割合の結果が出ているとともに、多くの方が地域福祉活動に参加したことで、自分が変わることができた、また、成長することができたと思われています。

そこで、次期計画においても、法改正の内容を検討しつつ、計画を読んだ住民が、自ら地域の課題を解決していくために、行動を起こすきっかけとなるような内容とし、すでに行われている地域福祉活動の輪が広がり、また、今まで活動に携わっていなかった方が、それを知ること、活動に参加しようと思ひ、多くの方が活動に携わることで、地域における支え合い、助け合い活動が展開されていくように、更なる啓発、住民参加への働きかけを進める方向性で計画を策定する必要があると考えます。

- なお、計画の推進が、地域にどのような効果をもたらしているかについては、もう少し検証していく必要があると思います。今後、現計画の推進と次期計画の策定に際して、各事業や事例調査の結果、計画において取り組んでいる地域福祉活動を起こすきっかけ作りが、その後、地域にどのような活動の輪の広がりになっているかについても検証するとともに、社会福祉法改正の動きを踏まえて、取り組んでいただくよう期待いたします。

資料3

策定経過

年度	会議等	内 容
平成30年度	第1回推進委員会 5月31日(木)	○委嘱状交付 ○会長、副会長選出 ○会議公開、議事録の作成方法について ○佐倉市地域福祉計画推進委員会について ○「第3次佐倉市地域福祉計画 中間報告」について ○今後のスケジュール(予定)等について ○フリートーク
	第2回推進委員会 10月23日(火)	○第3次佐倉市地域福祉計画に係る活動事例の「その後」の調査結果について ○第4次佐倉市地域福祉計画の骨子案について
	第3回推進委員会 2月14日(木)	○市民意識調査の調査結果について ○第4次佐倉市地域福祉計画について
令和元年度	第1回庁内検討会 5月13日(月)	○第4次佐倉市地域福祉計画について
	第4回推進委員会 5月28日(火)	○第4次佐倉市地域福祉計画について
	第5回推進委員会 10月3日(木)	○第4次佐倉市地域福祉計画について ○その他(地域福祉フォーラムについて)
	地域福祉フォーラム 10月27日(日) ※10月25日の大雨及び 災害対応により、中止	※資料のみ、ホームページに掲載 ○第4次佐倉市地域福祉計画の概要 ○第5次佐倉市地域福祉活動計画の中間評価 ○リレートーク
	第2回庁内検討会 11月14日(木)	○第4次佐倉市地域福祉計画の最終案について
	第6回推進委員会 12月17日(火)	○第4次佐倉市地域福祉計画の最終案について
	第7回推進委員会 3月19日(木)	○第4次佐倉市地域福祉計画の策定について

「社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉」

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）**第6条 （略）**

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題を解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援相談事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画を推進するため、佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
- (2) 地域及び行政の現状の把握
- (3) 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定による、地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての提言
- (5) 次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
- (6) その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置き、調査、研究等をさせることができる。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年3月23日決裁20佐社第748号）

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則（平成21年8月12日決裁21佐社第309号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年1月31日決裁23佐社第836号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年2月18日決裁25佐社第933号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日決裁28佐社第2358号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

学識経験者	1人以内
社会福祉事業者	1人以内
佐倉市社会福祉協議会	1人以内
ボランティア団体	1人以内
民生委員・児童委員協議会	1人以内
地域団体	1人以内
公募による市民	3人以内

資料6

佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第1期推進委員会（任期：平成28年7月4日から平成30年3月31日） [敬称略]

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	佐々木 とく子	会長 (H29.3~)
2	社会福祉事業者	佐川 章	副会長
3	佐倉市社会福祉協議会	兼坂 誠	H28.7~H29.3
		深沢 孝志	H29.6~H30.3
4	ボランティア団体	稲村 多恵子	
5	民生委員・児童委員協議会	黒川 隆生	H28.7~H28.11 会長 (~H28.11)
		小林 眞智子	H29.3~H30.3
6	地域団体	宇田川 光三	
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	小原 和夫	
9	公募による市民	西廣 直子	

第2期推進委員会（任期：平成30年5月1日から令和2年3月31日） [敬称略]

No.	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	川根 紀夫	
2	社会福祉事業者	内川 浩明	副会長 (H30.5.31~)
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢 孝志	
4	ボランティア団体	大久保 和夫	
5	民生委員・児童委員協議会	小林 眞智子	会長 (H30.5.31~)
6	地域団体	宇田川 光三	
7	公募による市民	石原 茂樹	
8	公募による市民	小原 和夫	
9	公募による市民	西廣 直子	